

盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市先人記念館条例 昭和62年 6 月25日 条例第21号 改正 略 令和7年 月 日 条例第 号 盛岡市先人記念館条例 第1条から第6条まで 略 (入館料) 第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する 中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているもの が入館するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則（令和7年条例第 号） この条例は、令和8年4月1日から施行する。 別表（第7条関係）	○盛岡市先人記念館条例 昭和62年 6 月25日 条例第21号 改正 略 盛岡市先人記念館条例 第1条から第6条まで 略 (入館料) 第7条 入館者から別表に定める入館料を徴収する。 2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。 (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。 (2) 市の区域内に住所を有する 65歳以上の者 が入館するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 別表（第7条関係）

改正後				改正前			
	区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)		区分	個人入館料 (1人1回につき)	団体入館料 (1人1回につき)
	一般	450円	360円		一般	300円	240円
	高等学校生徒	300円	240円		高等学校生徒	200円	160円
	中学校生徒及び小学校児童	150円	120円		中学校生徒及び小学校児童	100円	80円
備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。				備考			
				1 団体入館料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。			
				2 規則で定める日に規則で定める中学校生徒及び小学校児童が5人以上の団体で入館する場合におけるこの表の適用については、「100円」とあるのは「50円」と、「80円」とあるのは「40円」とする。			